

DISCLOSURE 2026

金沢中央信用組合
信頼へのあゆみ



— 経営理念 —

地域の人々から必要とされ、信頼される協同組織金融機関として「相互扶助」の精神のもと、中小零細事業者・勤労者とともに栄える。

当組合の概要

◆名 称	金沢中央信用組合
◆所 在 地	石川県金沢市上近江町 15 番地
◆設 立	大正 13 年 2 月 4 日
◆出 資 金	5 億 4 千 7 百万円
◆組合員数	3, 479 人
◆預 金 高	209 億円
◆貸 出 金	105 億円
◆常勤役職員数	28 名
◆店 舗 数	3 店舗

Contents

ごあいさつ	2
事業方針	3
法令遵守体制	3
令和 7 年度 経営環境・事業概況	5
中期経営計画	6
リスク管理	7
地域貢献に関する事項	23
総 代 会	31
役員等の報酬体系	33
事業の組織	34
主要な事業の内容	37
資料編	40

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も当組合の歩みと現状について、より一層ご理解を深めていただきたく、『DISCLOSURE 2026 金沢中央信用組合 信頼へのあゆみ』を作成いたしました。

令和7年度の我が国経済は、米国の関税政策を巡る不透明感のある中でのスタートでしたが、大企業を中心とした旺盛な設備投資に加え、個人消費も底堅く、全体としては堅調に推移しました。

当地においては、住宅投資等一部に弱めの動きが見られるものの、旺盛なインバウンド需要にも支えられ、概ね緩やかな回復が続いています。個人消費においても物価上昇の影響の中、持ち直しも見られます。

一方で、私ども信用組合のお取引先である中小零細事業者にとっては、エネルギーをはじめ原材料価格の高騰や人件費などが上昇する中、価格への転嫁が十分になされず、加えて、人手不足や後継者問題等といった構造的な課題を抱えた厳しい経営環境が続いております。

こうした中、当組合は信用組合の基本理念である「相互扶助」の精神のもと、地域経済活動の活性化に向け、もっとも身近な金融機関として、組合員の皆さまの悩みや課題を自分たちのものと受け止め、その解決に向けて、ともに考えながら継続的なサポートに取り組んでまいります。

これからも、組合員の皆さまから「ちゅうしん」と愛称で呼ばれ『愛される・親しまれる・頼られる』業域・地域のコミュニティ・バンクとして「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」をモットーに、組合員の皆さまとの「共通価値を創造」し、「ともに栄え」そして、「ともに歩んでいく」ことを目指してまいります。

どうかこのディスクロージャー誌をご高覧いただき、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月



理事長 山口 孝

事業方針

■ 経営の健全性確保

- (1) 取引先の悩み・経営課題を共有し、公認会計士・税理士等、外部の人材活用等により問題解決の手助けを行い、堅い信頼関係の構築と取引先の事業の再構築を側面的に支援することで貸出資産の健全化を進めます。
- (2) 小口多数取引に徹し、収益力の強化とリスク分散を進め、リスク管理の強化により資産の健全化を進めます。
- (3) リスク管理態勢の整備強化を図り、各種リスクを事前把握することにより、リスクの顕在化の防止・抑制に努めます。

■ コンプライアンスの徹底

- (1) 組合員からの信頼獲得のため誠実かつ公正な業務の遂行等により、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めます。
- (2) 定期的な内部研修をはじめ、常勤監事による全職員に対する個別ヒアリングの実施等により、コンプライアンスに対する意識の醸成と不祥事件の未然防止に努めます。
- (3) 信用組合職員に求められる社会的良識と行動、役職員による不正行為（権利の濫用等）の防止に向けた研修等の実施により、信頼・維持に努めます。

■ 働きがいの追求

- (1) 組合員のニーズに応えられる人材を育成するため、通信講座を含めた研修体制を整備するとともに自己啓発を促進します。
- (2) 働く職員同士のコミュニケーションの向上と、職員一人ひとりがスキルアップすることにより、働くことへの意義を感じ、働きがいのある職場づくりを目指します。
- (3) 役職員一人ひとりが地域の一員であることを認識し、常に人と人との繋がりを大切にして、積極的に地域振興活動に参加いたします。

法令遵守体制

■ コンプライアンス遵守体制

コンプライアンスとは、法令や諸規定はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することであり、当組合では次の法令遵守体制を進めております。

1. コンプライアンスの主管部署を総務部と定め、年間計画を記したコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しております。
2. コンプライアンス・プログラムは、年間計画に基づき、定期的（隔月）に開催する役職員全体会議の最重要議題として取組んでおり、実施状況については理事会へ報告しております。
3. コンプライアンスは、役職員一人ひとりの意識が最も大切であり、全役職員にコンプライアンス・マニュアルを配布し啓発を推進するとともに、半期に一度コンプライアンスに関する自己診断を実施しております。
4. 顧客からの苦情等の円滑な解決を図るとともに、業務の改善と顧客満足の向上に役立てるため、顧客サポート管理規程等を定め遵守しております。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応管理規程等を定め遵守しております。

■ マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）を防止し、業務の適切性を確保するため「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

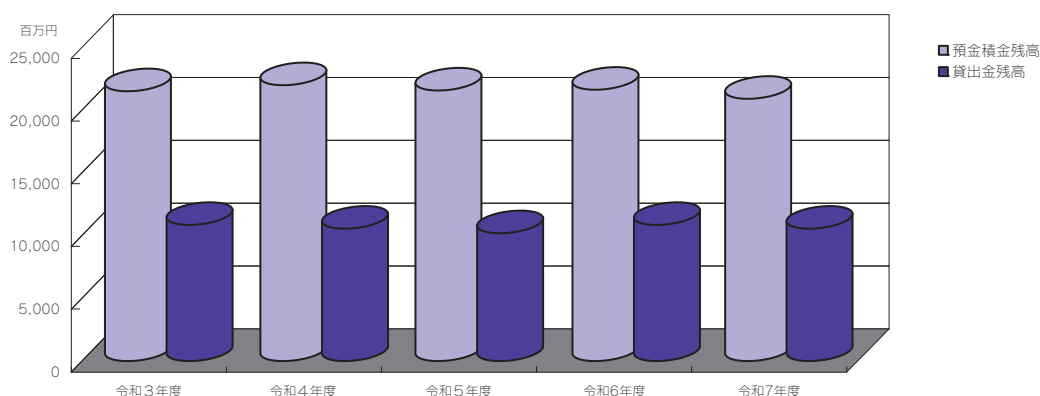
当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- （１）当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- （２）当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- （３）当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに石川県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【預金・積金、貸出金の推移】



令和7年度 経営環境・事業概況

当期における北陸地区の景気は、住宅投資等一部に弱めの動きが見られるものの、旺盛なインバウンド需要にも支えられ、概ね緩やかな回復が続いています。個人消費においても物価上昇の影響の中、持ち直しも見られます。しかしながら当組合の主要取引先においては、原材料やエネルギー価格の高騰、更には人材確保に向けた人件費の高騰も続いており、経営環境は厳しさと不透明感が増しております。このような状況の中、当組合の令和7年度の営業成績は以下の通りとなりました。

■ 預金・積金

個人預金、法人預金ともに減少し、預金積金の期末残高は、前期比8億2千8百万円減少の209億2千万円となりました。

■ 貸出金

個人向け消費性資金、事業性資金ともに減少したことから、前期比2億7千5百万円減少の105億3千8百万円となりました。

■ 収益・費用

経常収益においては、金利上昇に伴い貸出金利息、預け金利息が増加し、有価証券利息配当も増加したことから、前期比27百万円増加の332百万円となりました。一方、経常費用は預金利息が増加し、更には大口与信先の私的整理手続きにより、貸倒引当金の大幅な積み増しが必要となり、前期比91百万円増の368百万円となりました。これらの結果、35百万円の経常損失、並びに当期純損失という不本意な決算となりました。しかしながら本業の利益を示すコア業務純益を、前期比27百万円増の35百万円確保することができました。

■ 自己資本比率

当期末の自己資本比率は、リスクアセット額の減少により、前年度比0.18ポイント上昇の11.62%となりました。国内基準の4.0%を上回る自己資本比率を確保しております。

【主要な経営指標の推移】

(単位：千円、%、人、口)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利 益	経 常 収 益	307,386	350,058	273,852	305,254	332,466
	経 常 利 益	41,057	81,776	△ 137,969	29,082	△ 35,688
	当 期 純 利 益	29,964	81,479	△ 138,266	28,777	△ 35,984
残 高	預 金 積 金 残 高	21,479,636	21,960,289	21,537,251	21,750,595	20,921,785
	貸 出 金 残 高	10,855,842	10,552,637	10,303,933	10,813,842	10,538,578
	有 価 証 券 残 高	6,285,768	5,641,680	5,407,473	5,003,123	4,600,225
	総 資 産 額	25,252,221	24,700,751	22,936,452	23,008,038	22,039,921
	純 資 産 額	1,359,474	1,333,947	1,149,898	1,039,649	885,226
自己資本比率(単体)		10.92	11.87	10.97	11.44	11.62
普 通 出 資	出 資 総 額	359,871	357,891	356,679	356,148	347,975
	出 資 総 口 数	719,743	715,783	713,359	712,297	695,951
	組合員数	個 人	3,226	3,188	3,144	3,087
		法 人	400	399	396	392
		合 計	3,626	3,587	3,540	3,479
	出資に対する配当金	7,203	7,194	3,571	3,577	—
優 先 出 資	出 資 総 額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	出 資 総 口 数	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	組合員数	個 人	—	—	—	—
		法 人	1	1	1	1
		合 計	1	1	1	1
	出資に対する配当金	2,360	2,360	2,360	2,360	—
職 員 数	男 性	12	9	12	11	12
	女 性	12	12	9	10	11
	合 計	24	21	21	21	23

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

中期経営計画（2024年度～2026年度）

～ 次の 100 年 へ 向 け て ～

おかげさまで、令和6年2月に創立100年を迎えることができました。

次の100年へ向け、信用組合の基本理念である「相互扶助の精神」のもと、皆さまとの信頼関係をさらに強固なものとし、「愛され・親しまれ・頼られる」コミュニティバンクとして、地域の発展を支えていくため、取引基盤の拡大、人材育成等に取り組んでまいります。

安定収益の確保による持続可能なビジネスモデルの構築

- 貸出金の増強を第一として、営業推進体制の強化とターゲット先を明確にした提案活動の徹底と役務取引等収益の増収を図り、業務の効率化による生産性の向上に努めます。
- 食品関連事業先にとらわれない、その他事業者への取引推進に努めます。

中小零細企業・事業者に対する支援と地域活性化への取組みの強化

- 組合員である中小零細企業・事業者への積極的かつ継続的な信用供与を通じての支援体制を継続し、また、経営改善・事業再生、創業支援・新事業立上げ、事業承継・事業転換などコンサルティング支援へ、更なる体制整備の強化に努めます。

持続可能性

地域活性化

基盤強化

人材づくり

- 資産の最適化に向け、業務の効率化、再構築を行ってまいります。
- コンプライアンス・リスク管理態勢の強化に取り組んでまいります。

営業基盤の強化

- 将来に向けて人材の育成は、重要な課題であり能力向上の施策を通じて、顧客より信頼される職員の育成を目指します。
- 自身が地域社会の一員であることを認識し、常に人と人との繋がりを大切に積極的に地域振興活動に参加いたします。

人材の育成と働きがいのある職場づくり

リスク管理

リスク管理の体制

■ リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展などにより金融機関を取巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は一段と高まっております。

当組合では、経営の健全性の維持・向上を図るため、リスク管理を重要な経営課題の1つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、各リスクの把握とリスクの顕在化未然防止・抑制に努めております。

また、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」に基づき、当組合の規模・特性に見合った統合的リスク管理態勢の整備を図るとともに管理体制の確立に努めてまいります。

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要リスクと認識の上、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」及び「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを認識する管理態勢の構築に努め、融資に際しては厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク管理システム」を審査に活用するとともに、特定先に対する過度な与信集中を排除するため、与信限度枠を設定するなどして管理の強化に努めております。

貸倒引当金については、「資産の自己査定基準書」に基づき厳格な資産査定を行い、「償却・引当に関する基準書」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当するリスク・アセット額を求めるために使用する資産に対する掛目のことです。

当組合の保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 格付投資情報センター（R & I）
2. 日本格付研究所（J C R）
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

○信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないよう努めております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

万一、与信取引においてお客様が期限の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、払戻充当いたします。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法における、適格金融資産担保付取引においては、当組合は簡便手法を用いており、自組合預金積金の担保に関する手続きについては、組合が定める「貸出事務取扱要領」等に基づき、適切な事務取扱いを行っております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付として証券化し、第三者に売却することをいいます。

一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、いずれも該当する取引は行っておりません。したがって、証券化に関するエクスポージャー及びリスクは存在しません。

■ 市場リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、経営体力に見合った適正な水準にリスクをコントロールし、適正な収益を確保することを基本方針としております。

市場リスク管理の方法については、「市場リスク管理規程」においてリスク限度枠と限度枠に対するアラーム・ポイントを定め、VaR（バリュー・アット・リスク）手法により行っております。また、その内容を常勤会に報告するとともに必要に応じて対応について協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ 流動性リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、必要な資金の確保ができなかったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を確立することを基本方針としております。

流動性リスクの管理については、資金繰り管理部門が日次の資金繰り及び支払準備資産の状況を把握するとともに、その状況について定期的に常勤会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク以外の全てのリスクを「オペレーショナル・リスク」と捉え、その主なものとして「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「風評リスク」等があると考えております。これらのリスクをはじめ、多様化かつ複雑化するリスクに対し顕在化の未然防止及び発生時における影響度の最小化を図るため、基本的な管理方針及び管理規程の整備など、管理態勢の構築に努めております。また、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備など、顧客保護の観点重視した体制整備に努めております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算定に使用する手法の名称

当組合は、標準的手法かつ ILM を「1」として算定しております。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式及び全信組連などへの出資金が該当します。当組合では、リスク管理に配慮した余裕資金の効率かつ安全な運用を図るため「余裕資金運用規程」、「有価証券運用規程」及び「市場リスク管理規程」を制定しており、上場株式等の有価証券の運用・管理については、各規程に基づき、適正な運用とともに適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式及びその他出資金に関しては、当組合が定める内部規程に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当組合は令和8年3月31日現在、上場株式は保有しておりません。

■ 金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすことをいいます。

当組合では、金利リスクについて、安定した収益を上げるためには一定のリスクテイクは必要であり、一方では経営体力（自己資本）に見合う範囲内に抑制することが重要であると認識しております。

リスク管理については、銀行勘定に対する一定の市場金利変動を想定した金利リスク量を算定し、その結果を常勤会に報告するとともに、必要に応じて適切な対応をとる体制としております。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合では、保有する資産・負債のうち、貸出金、預け金、有価証券、預金等についての金利変動により発生するリスク量を、経済価値変化（ $\Delta E V E$ ）により計測しています。円金利ショック幅を1%とし、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化について算出しております。なお、算出における行動オプション性の考え方は、「コア預金」については保守的な前提に基づき考慮しておりますが、「固定金利貸出の期限前解約」及び「定期預金の早期解約」については考慮しておりません。

■ 自己資本の構成に関する事項

○自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,247,964	1,203,806
うち、出資金及び資本剰余金の額	756,148	747,975
うち、利益剰余金の額	497,753	455,831
うち、外部流出予定額 (△)	5,937	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	47,935	49,626
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	47,935	49,626
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,295,899	1,253,432
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,173	1,083
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,173	1,083
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,173	1,083

自己資本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)）		(ハ)	
		1,293,725	1,252,349
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		10,873,683	10,344,294
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		434,594	426,038
フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額		(ニ)	
		11,308,277	10,770,332
自己資本比率			
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）		11.44%	11.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

○自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	金沢中央信用組合	金沢中央信用組合
自己資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	347,975千円	400,000千円
償還期限	—	—
配当率	年0.00%	年0.00%



■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	10,873,683	434,947	10,344,294	413,771
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	10,493,082	419,723	9,965,652	398,626
(i) ソブリン向け	226,680	9,067	227,628	9,105
(ii) 金融機関向け	2,053,413	82,136	2,011,332	80,453
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	3,601,843	144,073	3,399,858	135,994
(v) 中堅中小企業等・個人向け	693,674	27,746	710,289	28,411
トランザクター向け	—	—	—	—
(vi) 不動産関連向け	2,228,746	89,149	2,177,151	87,086
自己居住用不動産等向け	479,356	19,174	410,879	16,435
賃貸用不動産向け	1,749,390	69,975	1,766,272	70,650
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	500,799	20,031	375,318	15,012
(viii) 延滞等向け	582,737	23,309	427,742	17,109
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	15,244	609	25,295	1,011
(x) 株式等	22,300	892	28,990	1,159
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	296,691	11,867	302,897	12,115
(xix) その他	270,950	10,838	279,148	11,165
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	376,550	15,062	371,591	14,863
ルック・スルー方式	376,550	15,062	371,591	14,863
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—

⑥ CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額（簡便法）	4,050	162	7,050	282
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	434,594	17,383	426,038	17,041
BI	289,729		284,025	
BIC	34,767		34,083	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	11,308,277	452,331	10,770,332	430,813

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

「ことら送金サービス」

別口座への振替、家族や友人の個人の方あてに送金可能

スマホの BankPay アプリで簡単操作

1日あたり10万円まで

手数料は無料

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

○信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：千円）

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエク スポージャー期末残高		貸出金、コミットメ ント及びその他のデ リバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		延滞エクスポージャー	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国 内	23,512,135	22,719,046	10,938,372	10,645,419	3,631,845	3,056,807	683,743	641,990
国 外	—	—	—	—	1,877,013	1,879,461	—	—
地 域 別 合 計	23,512,135	22,719,046	10,938,372	10,645,419	5,508,859	4,936,268	683,743	641,990
製 造 業	1,269,571	1,034,621	568,076	533,948	701,495	500,672	—	—
農 業、林 業	2,382	1,673	2,382	1,673	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、砕 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	262,700	282,144	162,690	182,134	100,010	100,010	—	—
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	600,898	600,898	—	—	600,898	600,898	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	0	0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	210,824	172,920	210,824	172,920	0	0	147,921	130,188
卸 売 業、小 売 業	3,404,131	3,181,121	3,403,706	3,180,666	0	0	322,964	298,993
金 融 業、保 険 業	8,887,121	8,674,011	0	0	1,996,303	1,997,844	—	—
不 動 産 業	3,135,541	3,127,755	2,496,335	2,588,680	634,705	534,575	—	—
物 品 賃 貸 業	6,799	—	6,799	0	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	132,717	136,605	132,717	136,605	—	—	—	—
宿 泊 業	76,788	75,379	76,788	75,379	—	—	—	—
飲 食 業	1,402,498	1,434,270	1,402,498	1,434,270	—	—	—	—
生活関連サービス業、 娯 楽 業	64,959	58,351	64,959	58,351	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	24,006	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	492,310	462,829	491,460	461,979	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	505	505	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,102,464	1,102,377	—	—	1,101,840	1,101,767	—	—
個 人	1,919,134	1,794,805	1,919,134	1,794,805	—	—	73,287	78,238
そ の 他	540,786	554,769	—	—	100,407	100,498	—	—
業 種 別 合 計	23,512,135	22,719,046	10,938,372	10,645,419	5,235,662	4,936,268	683,743	641,990
1 年 以 下	7,842,555	8,343,438	3,707,628	3,542,881	309,191	308,316		
1 年 超 3 年 以 下	4,131,420	3,359,006	1,731,420	1,759,006	400,000	400,000		
3 年 超 5 年 以 下	2,669,993	2,695,348	1,469,993	1,420,577	1,200,000	1,274,771		
5 年 超 7 年 以 下	1,981,798	1,890,434	1,008,549	990,434	973,249	900,000		
7 年 超 10 年 以 下	1,699,001	1,477,756	998,097	976,950	700,903	500,806		
10 年 超	4,006,490	3,841,547	2,007,180	1,942,180	1,399,310	1,299,367		
期間の定めのないもの	1,180,874	1,111,514	15,502	13,389	253,007	253,007		
残 存 期 間 別 合 計	23,512,135	22,719,046	10,938,372	10,645,419	5,235,662	4,936,268		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産及びその他の資産等が含まれます。
4. CVA リスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	当期増減額	期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金	47,935	7,589	49,626	1,690
個別貸倒引当金	238,953	△ 14,967	307,961	69,008
合 計	286,888	△ 7,378	357,587	70,699

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	令和6年度		令和7年度		令和6年度	令和7年度
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高		
製 造 業	△ 17	122	0	122	—	—
農 業、林 業	—	—	0	0	—	—
漁 業	—	—	0	0	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	0	0	—	—
建 設 業	△ 798	2,364	△ 1,028	1,336	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	0	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	0	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	△ 15,224	128,286	1,902	130,188	—	—
卸 売 業、小 売 業	924	104,869	59,439	164,308	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	900	900	—	—
飲 食 業	534	782	1,750	2,532	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個 人	△ 386	2,527	6,043	8,571	—	—
合 計	△ 14,967	238,953	69,008	307,961	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的取崩分（6年度：— 7年度：—）を除いて記載しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 （％）		資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
40%未満	12,582,901	12,434,337	－	－	－	－	12,567,886	12,424,328
40%～70%	2,607,144	2,285,781	30,000	204,129	0	0	2,606,552	2,303,194
75%	804,103	799,011	1,819,968	1,628,135	0	0	812,226	792,236
80%	200,482	210,482	－	－	－	－	200,482	210,482
85%	3,778,914	3,737,211	700,975	735,932	0	0	3,504,905	3,455,041
90%～100%	640,190	675,795	228,462	220,435	0	0	607,265	615,929
105%～130%	935,032	847,408	－	－	－	－	930,014	842,391
150%	897,746	605,138	41,000	41,000	0	0	880,532	588,840
250%	22,300	22,300	－	－	－	－	22,300	22,300
400%	－	－	－	－	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	22,468,815	221,617,467	2,820,408	2,829,632	0	0	22,132,167	21,254,746

(注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであり、

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：千円)

ポートフォリオ区分	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの 加重平均値(%)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
現金	167,910	174,708	—	—	167,910	174,708	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	702,246	702,108	—	—	702,246	702,108	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	200,336	200,336	—	—	200,336	200,336	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100,224	100,224	—	—	100,224	100,224	—	—	100,224	100,224	100%	100%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100,008	100,008	—	—	100,008	100,008	—	—	10,000	10,000	10%	10%
我が国の政府関係機関向け	99,844	99,896	—	—	99,844	99,896	—	—	9,984	9,989	10%	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,484,670	8,271,429	—	—	8,484,670	8,271,429	—	—	2,053,413	2,011,332	24%	24%
第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	5,288,882	5,146,952	900,975	935,932	4,907,647	4,772,600	96,875	74,832	3,539,481	3,399,858	71%	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	815,829	805,567	1,848,430	1,822,699	756,702	728,241	30,746	26,138	756,037	710,289	96%	94%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	3,588,586	3,560,456	—	—	3,573,567	3,545,429	—	—	2,228,746	2,177,151	62%	61%
自己居住用不動産等向け	1,179,152	1,044,978	—	—	1,169,151	1,034,969	—	—	479,356	410,879	41%	40%
賃貸用不動産向け	2,409,434	2,515,477	—	—	2,404,416	2,510,459	—	—	1,749,390	1,766,272	73%	70%
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	500,799	300,254	—	—	500,799	300,254	—	—	500,799	375,318	100%	125%
延滞エクスポージャー（自己居住用 不動産等向けを除く。）	430,251	311,109	71,000	71,000	407,538	289,311	941	—	582,737	427,742	143%	148%
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	15,244	25,295	—	—	15,244	25,295	—	—	15,244	25,295	100%	100%
取立未済手形	654	724	—	—	654	724	—	—	130	144	20%	20%
信用保証協会等による保証付	1,951,027	1,796,096	—	—	1,946,012	1,796,096	—	—	106,471	107,413	5%	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	22,300	22,300	—	—	22,300	22,300	—	—	22,300	28,990	100%	130%
合 計								—	9,925,572	9,383,751		

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額と、オフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことであり、

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位：千円)

ポートフォリオ区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)								
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%
	令和6年度								
現金	167,910	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	702,246	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	200,336	199,852	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	6,437,481	—	1,381,151	—	—	—	465,555
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	500,655	—	—	—	—	—	900,979
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	26,893	—	—	—	—	—	—	44,394
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	293,369	87,346	468,362	182,505	83,286	482,678	104,902
自己居住用不動産等向け	—	—	293,369	87,346	267,731	—	83,286	—	104,902
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	200,630	182,505	—	482,678	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	26,659
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	654	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	881,301	1,064,711	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,951,795	1,291,456	7,232,160	87,346	1,849,513	182,505	83,286	482,678	1,542,491

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位：千円)

ポートフォリオ区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	60%	70%	75%	80%	85%	100%	105%	150%	250%	合計
	令和6年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	167,910
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	702,246
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400,188
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	100,224	—	—	—	100,224
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	200,482	—	—	—	—	—	8,484,669
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	3,504,905	108,632	—	—	—	5,015,171
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	343,118	—	—	375,729	—	—	—	790,134
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
不動産関連向け	165,581	332,514	443,005	—	—	—	930,014	—	—	3,573,562
自己居住用不動産等向け	—	332,514	—	—	—	—	—	—	—	1,169,148
賃貸用不動産向け	165,581	—	443,005	—	—	—	930,014	—	—	2,404,413
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	500,799	—	500,799
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	6,645	—	379,733	—	413,037
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	15,244	—	—	—	15,244
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	654
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,946,012
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	22,300	22,300
合 計	165,581	332,514	786,123	200,482	3,504,905	606,475	930,014	880,532	22,300	22,132,167

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位：千円)

ポートフォリオ区分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）								
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%
	令和7年度								
現金	174,708	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	702,108	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	200,336	199,904	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	6,255,202	—	1,391,876	—	—	—	413,868
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	700,563	—	—	—	—	—	601,220
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	57,942
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	305,945	40,522	440,470	215,869	140,960	468,359	61,587
自己居住用不動産等向け	—	—	305,943	40,522	219,466	—	140,960	—	61,587
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	221,004	215,869	—	468,359	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,224
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	724	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	721,957	1,074,138	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,799,111	1,274,043	7,262,435	40,522	1,832,347	215,869	140,960	468,359	1,140,843

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位：千円)

ポートフォリオ区分	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	60%	70%	75%	80%	85%	100%	105%	150%	250%	合計
	令和7年度									
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	174,708
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	702,108
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400,240
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	100,224	—	—	—	100,224
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	210,482	—	—	—	—	—	8,271,428
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	—	3,455,041	108,603	—	—	—	4,865,427
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	315,945	—	—	381,805	—	—	—	755,692
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
不動産関連向け	286,543	266,487	476,291	—	—	—	842,391	—	—	3,545,429
自己居住用不動産等向け	—	266,487	—	—	—	—	—	—	—	1,034,969
賃貸用不動産向け	286,543	—	476,291	—	—	—	842,391	—	—	2,510,459
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	300,254	—	300,254
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	288,586	—	294,811
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	25,295	—	—	—	25,295
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	724
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,796,096
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	22,300	22,300
合 計	286,543	266,487	792,236	210,482	3,455,041	615,929	842,391	588,840	22,300	21,254,746

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	516,992	516,992	17,120	13,390	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：千円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計 上 額	時 価	貸借対照表 計 上 額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	219,125	—	219,125	—
合 計	219,125	—	219,125	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 245,698	△ 350,027

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	253,007	253,007
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1	上方パラレルシフト	403	278	16	8
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 9	△ 7
3	スティープ化	329	231		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	403	278	16	8
		令和 6 年度		令和 7 年度	
8	自己資本の額	1,293		1,252	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み

令和 3 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、一般社団法人全国銀行協会より「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」が策定・公表されました。

当組合では、これらの要請を踏まえ以下の対応を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○手形・小切手の振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）とさせていただきます。

なお、最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

○他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付終了

令和 8 年（2026 年）9 月 30 日（水）をもって、当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座（当座預金、普通預金、定期預金等各種預金を含みます）への入金を終了いたします。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

■ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当組合の金融再生法における開示債権は1,000百万円ですが、687百万円は担保・保証等で保全されており。担保・保証等で保全されていない312百万円に対しても、314百万円の貸倒引当金を計上しております。開示債権に対する保全率は100.2%であり将来のリスクに備えております。

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)= (B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	166	28	138	166	100.0	100.0
	令和7年度	206	0	205	206	100.0	100.0
危険債権	令和6年度	634	526	100	626	98.7	92.6
	令和7年度	732	625	102	727	99.3	95.5
要管理債権	令和6年度	133	66	0	66	49.9	0.5
	令和7年度	60	60	6	67	111.2	△30,579.1
	三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
		令和7年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和6年度	133	66	66	49.9	0.5
		令和7年度	60	60	67	111.2	△30,579.1
小 計	令和6年度	935	620	239	860	91.9	76.1
	令和7年度	1,000	687	314	1,002	100.2	100.6
正 常 債 権	令和6年度	10,031					
	令和7年度	9,673					
合 計	令和6年度	10,966					
	令和7年度	10,673					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

地域貢献に関する事項

I 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金沢市の武蔵ヶ辻近江町地区・駅西地区・大野地区に店舗を配置し、石川県内において事業を営む食料品取扱業者、勤労者、その他の協同組織、及び金沢市・白山市・野々市市・かほく市・河北郡の中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織、住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の基本理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や勤労者、その家族、住民など一人ひとりの顔が見える取引、すべてに手の届くキメ細かな取引をモットーにしており、常にお客様（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質の向上や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

II 預金を通じた地域貢献

○預金の状況

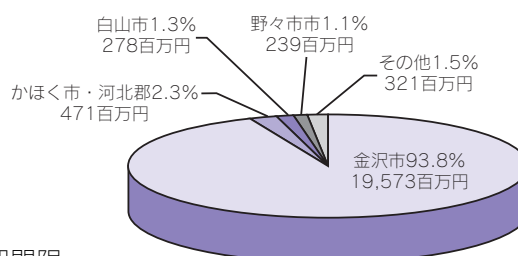
当組合は、個人より12,019百万円、法人（個人以外）より8,901百万円をお預かりいたしております。

○預金の地区別状況

当組合の預金は、金沢市を中心とする地元地域の皆様からの預金で占められております。

○特別金利等の定期預金の取扱い

当組合では、お客さまのニーズなどに合わせて期間限定の特別金利の定期預金や懸賞金付き定期預金などを取り扱っており、ご好評頂いております。



III 融資を通じた地域貢献

○貸出金の利用状況

当組合は、個人向け融資2,072百万円、事業性融資8,466百万円のご利用を頂いております。

○貸出金使途の利用状況

当組合は、設備資金5,387百万円、運転資金5,150百万円のご利用を頂いております。

○貸出金地区別の利用状況

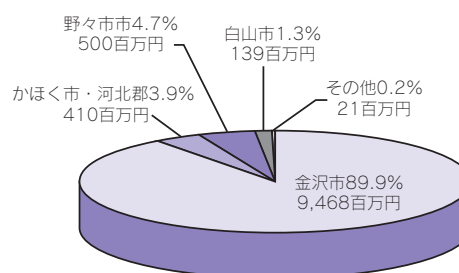
当組合の貸出金は、金沢市を中心とする地元地域の皆様にご利用頂いております。

○地方自治体の制度融資の利用状況

当組合は、石川県や金沢市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、令和7年度は、石川県制度融資3件54百万円、金沢市制度融資2件42百万円を、新たにご利用頂きました。

○住宅ローン・消費者ローンの利用状況

当組合は、組合員の皆様に、より豊かな暮らしづくりのお手伝いとなるよう住宅ローンや各種消費者ローンの融資を行っており、住宅ローン1,188百万円、消費者ローン244百万円のご利用を頂いております。



IV お取引先への支援状況、及び地域の活性化のための取組状況等

○経営改善支援

当組合では、取引先に対するコンサルタント機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客様との親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。

こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。

さらに、経営支援部・審査管理部と各営業店が連携し経営改善計画策定の支援と金融の円滑化に努めています。また、TKC 全国会と提携し認定経営革新等支援機関である公認会計士事務所との連携も行っております。

○創業支援

商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫との業務提携・協力の枠組みへ参加し創業支援を行っております。

○地域振興・活性化への取組み

地域の振興・活性化のための保証・担保に過度に依存しない事業者ローンの取扱いを行っております。

○北陸税理士会と中小企業支援での連携について

当組合は、北陸税理士会の石川県内 5 支部と中小企業支援のための業務協力に関する連携協定を締結しており当組合と北陸税理士会は相互に連携して、中小企業の育成ならびに事業承継、経営相談等、より一層の支援を行ってまいります。

○他の金融機関等との連携について

当組合は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど地域金融の円滑化に努めてまいります。

V 地域サービスの充実

○キャッシュカードサービス

当組合のキャッシュカードは、全国の信用組合、銀行、郵便局やコンビニエンス・ストアの ATM で利用可能であり、さらに『しんくみお得ネット』では、提携する信用組合の ATM で指定の時間内であれば、お引出し手数料を支払うことなく現金の引出しが可能です。

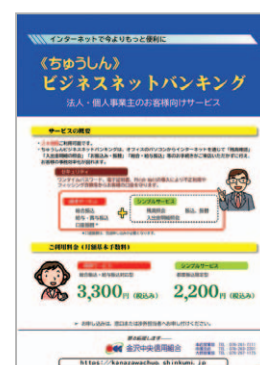
また、ATM 利用手数料(振込手数料は除く)が戻ってくる「キャッシュバックサービス」も行っております。



○法人向けインターネットバンキングサービスの取扱い

事業所のパソコンからインターネットを通じて預金口座の「残高確認」「入出金明細の照会」「お振込・振替」「データ伝送サービス(総合・給与振込)」等のお手続きがご来店いただくに行え、小切手に代わる決済手段としての法人向けインターネットバンキングサービス「ちゅうしんネットバンキング」の取扱いをいたしております。

インターネットに接続可能なパソコンをお持ちの法人および個人事業主の方が対象で、お客様の事務効率化が図れるサービスです。



○全国の信用組合で通帳記帳が可能

当組合では、全国の信用組合の ATM (一部の信用組合を除きます) で普通預金の通帳記帳が相互に可能な「信用組合 ATM 相互記帳提携」を平成29年11月より開始し、お客様の利便性向上に努めています。

○年金受給者への訪問活動等

当組合で年金をお受け取りになられている方々へお誕生月にささやかなお祝いの品をお渡ししております。

また、200万円を上限として店頭金利より0.08%金利を上乗せした「ちゅうしん年金定期とくとく」の取り扱いを行っております。

○くらしの情報提供

当組合では、隔月発行のいきいきライフを応援するしんくみ情報誌「ボンビバーン」を店頭等でお配りしております。

また、インターネットのホームページを開設し各種情報を発信しております。(ホームページアドレス <https://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/>)



Ⅵ 文化的・社会的貢献に関する活動

○地域行事への参加

当組合では、各店地域の交流を進めるとともに、地域ぐるみの諸行事等に積極的に協賛・参加して、ふれあいの輪を広げております。



○ロビー展の開催

店舗のロビーをお客様の交流の場と位置付け、地域の方々へ開放し各種展覧会等で利用いただいております。



○クレジットカードでの社会貢献

当組合では、信用組合と㈱オリエントコーポレーションが提携し共同開発した社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っております。このクレジットカードでショッピング等にご利用されたご利用額の0.5%が地域のチャリティ関連諸団体やロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティ」等に寄付されます。

寄付された資金は、難病や障害と闘っている子どもたちへの健全な育成活動に役立てられています。(お客様は、カードをご利用になるだけでご負担はありません)

また、当地域では、令和8年2月6日「石川県肢体不自由児協会」へ寄付させていただきました。同協会への寄付は、24回目であり、寄付金は、「絵本教室」の費用に使われます。



○献血活動の実施

当組合では、社会貢献の一環として役職員が定期的に献血に協力しています。



○「認知症サポーター認定所」

職員が「認知症サポーター養成講座」を受講し認知症についての知識や理解を深めています。

また、当組合では、「認知症サポーター認定所」に登録され、地域で生活する高齢者が、認知症という病気になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう貢献してまいります。



○「しんくみの日」の活動

9月3日を「しんくみの日」、9月1日～7日を「しんくみの日週間」と定め、全国の信用組合が日ごろの感謝を込めたさまざまなイベントや奉仕活動を実施しています。

当組合では、本活動に合わせて令和7年9月3日に「近江町市場」や「金沢中央市場通り商店街」周辺において役職員が参加して清掃を行いました。



○特殊詐欺被害の未然防止活動

【石川県警との「特殊詐欺等対策の連携に関する協定」の締結】

石川県内で特殊詐欺や SNS を悪用した詐欺被害が多発していることを受け、令和7年6月11日に石川県警と当組合を含む県内に本店のあるすべての金融機関が本協定を締結し連携して詐欺等被害の防止に取り組んでいます。

本協定は、特殊詐欺等に使用された不正利用口座等の情報を警察が金融機関に提供して金融機関の顧客に被害が拡大することを防ぎ、また、金融機関が詐欺被害の疑いがある取引を確認した場合に警察へ通報することとしています。

【ATM 取引の一部制限】

特殊詐欺被害を防止するため、ATM からの取引に一部制限を設けています。ご不便をお掛けいたしますが、被害防止活動の一環でありご理解とご協力をお願いいたします。

取引の制限を受ける方	年齢70歳以上で、過去36か月以上カード振込が未利用の方
制限の内容	ATM を利用したカード振込の振込限度額を1千円とします

VII 能登半島地震への対応

令和6年元日に発生した能登半島地震は、建物やインフラへの直接的な被害のみならず、地域の経済活動の停滞、観光需要の減退、地域コミュニティの喪失など当地域に甚大な被害を与えることとなり、当組合組合員においても、事業者の組合員だけでなく、住宅被災にあわれた個人組合員の方々へも大きな打撃となり現在も多くの方が不便な生活を強いられています。

インフラの復旧や旺盛なインバウンド需要により、一部には緩やかな景気の回復も見られますが、当組合では引き続き事業再建・生活再建に向け、外部専門機関等の協力も得て、組合員の皆様に寄り添い必要な支援策の提供に努めて参ります。

○資金繰り支援の取組み

今回の震災からの復興には相応の時間を要することから、当組合では組合員の皆様の資金繰り等に重大な支障が生じないよう業況把握等に努めています。

物価高・震災復興対応による伴走支援等、制度融資のみならず、【ちゅうしん活性化ローン】、【ちゅうしん改善支援ローン】の2つの事業者ローンを用意し、資金繰り支援に努めております。

なお、迅速な資金繰り支援を行うため、積極的なつなぎ融資や日本政策金融公庫と連携し小規模事業者の資金繰り支援を行っています。また、個人の組合員の方々についても、その方々にあったオーダーメイド型の提案、支援を心掛けております。

○生活支援の取組み

生活再建への支援については、組合員の方々にあったオーダーメイド型の提案、支援を心掛けております。

○その他の取組み

被災地した当地域の事業再建への支援を継続して行っており、当組合で使用するノベルティ等に地域の事業所の製品を利用しており、また、他の信用組合への製品紹介・マッチングを行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人与経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人与経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	87件	48件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	35.50%	26.81%
保証契約を解除した件数	5件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

I 概 要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引先店舗または総務部までお気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

【金沢中央信用組合 総務部】

住 所： 〒920-0905 石川県金沢市上近江町15番地
 電話番号： 076-261-7111
 受付時間： 9:00～16:30
 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）



苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

住 所： 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
 電話番号： 03-3567-2456
 受付時間： 9:00～17:00
 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 例えば、金沢弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
 例えば、お客様は、金沢弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

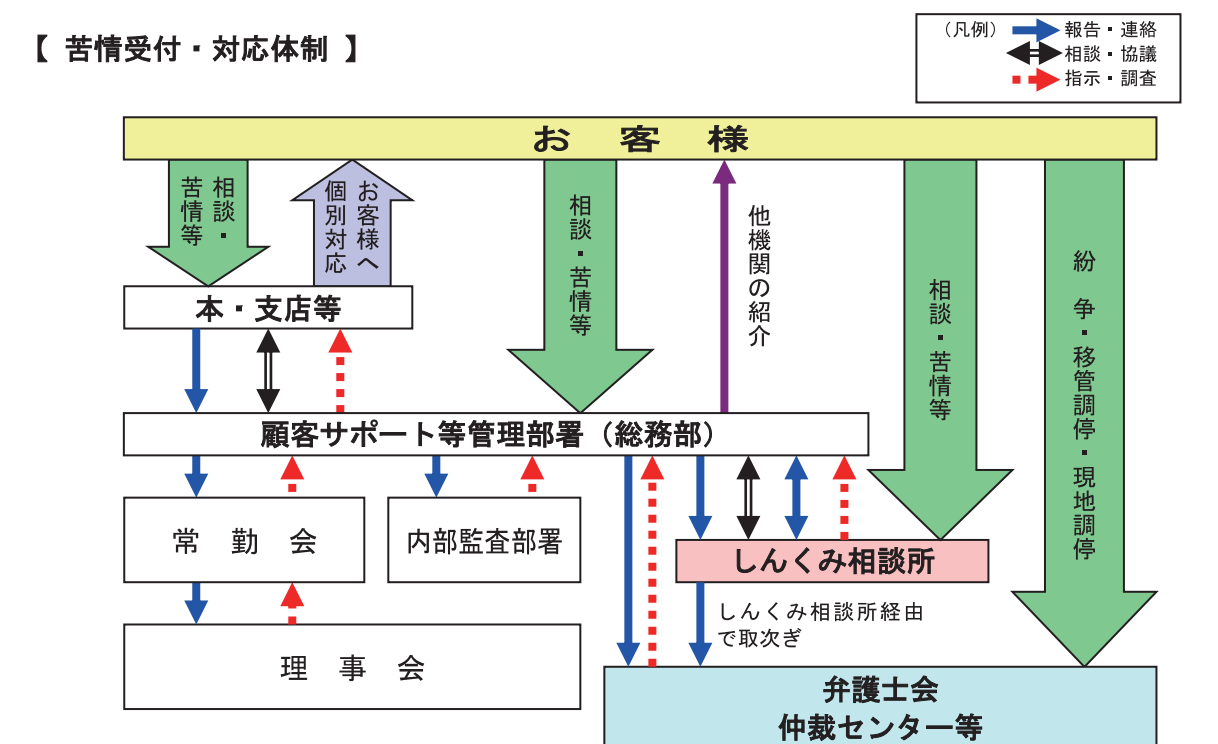
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぽ ADR センター （一般社団法人日本損害保険協会）	
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9	
電 話	03-3286-2648	03-4332-5241	
受付日 時 間	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	

II	內部管理態勢
----	--------

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

【 苦情受付・対応体制 】



総 代 会

■ 総代会の役割

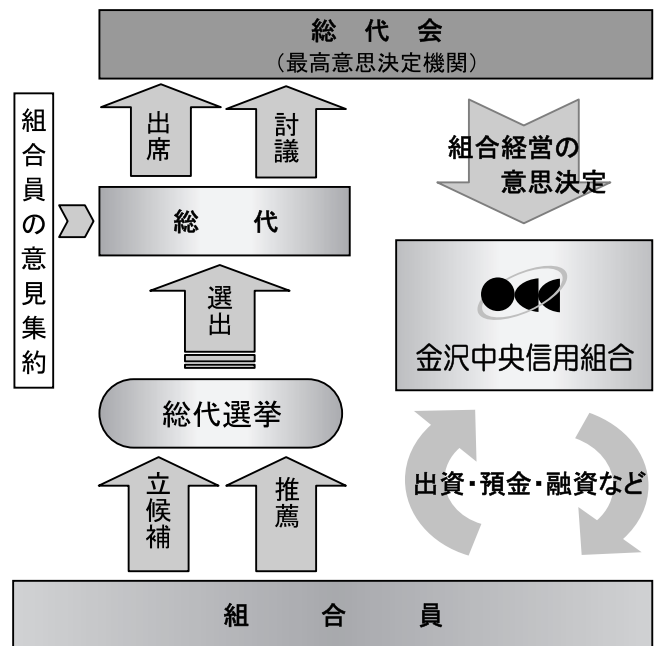
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

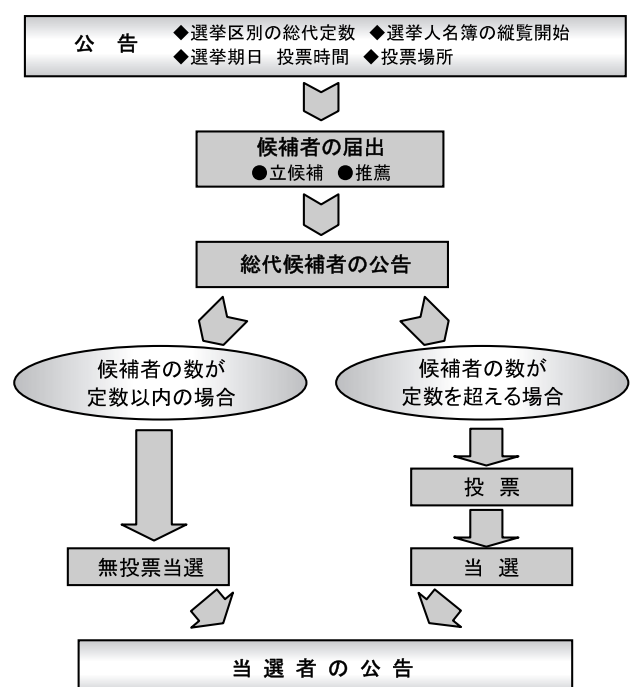
(2) 総代の任期

総代の任期は3年となっております。

(3) 総代の定数

総代の定数は、100名以上190名以内です。

《 総代選挙までの手続き 》



■ 総代のご紹介

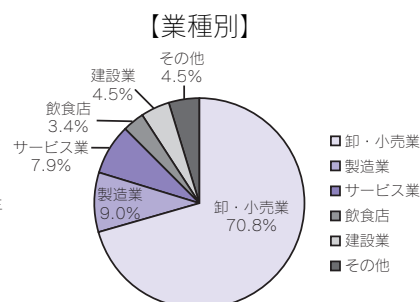
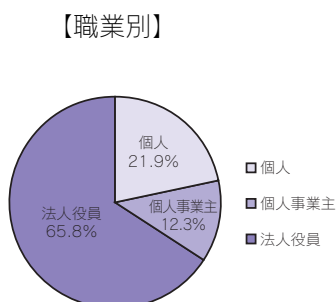
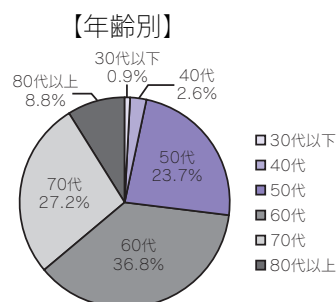
(総代定員190名中 114名) 令和8年6月18日現在

(敬称略)

【金沢市】 105名	安宅 雅夫⑬ 石田 順一⑧ 鶴飼 修司② 大友 伸司④ 柿木五輪夫② 神田 晃治⑤ 玄田 学⑧ 小林 哲昭② 下出 雅之④ 忠村 健司⑩ 徳田 賢一⑨ 西 正男⑨ 二永 純宏⑨ 松本 雅之⑩ 山口 孝⑥ 吉田 一幸⑤ 荒井 一夫⑧ 渡辺 謙一③	荒井 亮介② 石山 博之② 後 外志広⑨ 大西 信哉② 片山 明浩④ 北 久三男⑤ 小泉香代子② 齊田 隆⑩ 新保 健司③ 辰村 剛④ 得永 哲生② 西村 克秀⑤ 宝島 和樹② 水野 市郎⑥ 山崎 良則④ 吉村 一④ 栗森 長八⑧ 忠村 光宏⑧	荒木 優② 岩内 一郎② 江口 弘泰④ 岡谷 清史② 片山 茂③ 北 恵子⑤ 越村 勝行⑬ 坂本 実⑬ 新保 茂樹④ 田丸 達之① 豊岡大一郎① 則竹 良雄⑥ 本田 法生⑨ 宮村 宏志⑨ 山田 裕① 石田 孝直③ 直江潤一郎①	池内 孝輔⑩ 上農 俊洋⑤ 大浦 政昭⑬ 桶川 治秀③ 紙谷 一成⑤ 北形 誠② 越村 収一⑤ 佐々木信明⑨ 杉本 雅宏⑬ 近岡 修② 中田 昭雄⑤ 平野 昭英② 牧 友喜雄④ 村上慎太郎② 山本 哲夫⑤ 越本 稔⑧ 番井 吉一③	石黒由紀子② 上野 暢子① 大澤 一嘉⑨ 桶谷 良子② 上谷 和彦① 北川 紀吉④ 越村 巧③ 塩川 英広⑬ 高田真弓子② 辻 幸三④ 中田 栄① 広村 俊之① 松川 治彦⑩ 村端 一男④ 横井 良治⑤ 紺田 健司⑧ 松下 陽一①	石代 純也① 上村 正⑤ 大谷 康史③ 開発 充弘① 川名 美穂② 木戸 義治⑩ 小寺 賢一⑤ 島田 弘⑬ 高野 麗② 津田 宏⑤ 中村 裕一② 藤井 伸子① 松本 利勝③ 安田 恒夫⑤ 吉川 進⑦ 笹田 裕明⑧ 三好 研一⑧
【白山市】 1名	松村 邦寛⑪					
【かほく市・河北郡】 6名	加茂川秀樹② 下村 秀幸⑦ 野村 幸司⑤ 平村 敏一⑬ 別宗 博道② 三宅雄之介⑤					
【野々市市】 2名	田村 吉男③ 松岡 暢也④					

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

《総代の属性別構成比》



※「業種別」は法人役員、個人事業主に限る。

■ 第102期定時総代会のご報告

「第102期定時総代会」は令和8年6月18日午後5時30分より近江町市場商店街振興組合消費者会館3階ホールにて開催され下記の事項が付議され、議案の説明・審議を経て満場異議なく全議案が可決・承認されました。



- ＜報告事項＞ 第102期事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件
- ＜決議事項＞ 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第103期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 任期満了に伴う理事・監事改選の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	25,218	30,000
監 事	1,775	6,000
合 計	26,994	36,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事13名、監事2名です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。

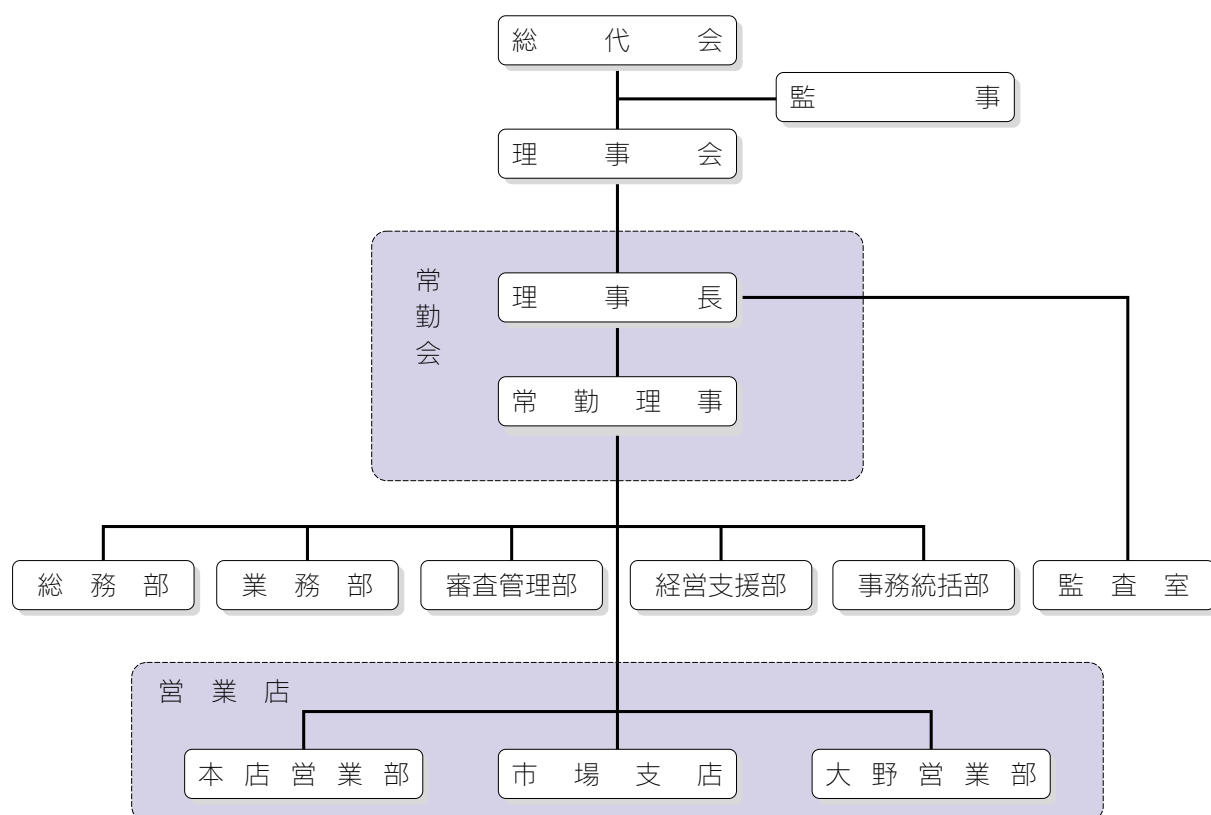
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

事業の組織

組織図



役員一覧

(令和8年6月18日現在)

理事長／山口 孝	理事／大西 信哉 (※)
常勤理事／徳田 賢一	理事／池内 孝輔 (※)
常勤理事／田村 吉男	理事／辰村 剛 (※)
常勤理事／神田 晃治	理事／加茂川 秀樹 (※)
理事／坂本 実 (※)	理事／直江 潤一郎 (※)
理事／平村 敏一 (※)	常勤監事／別 宗博 道
理事／荒井 亮介 (※)	員外監事／池 水 龍 一
理事／鵜飼 修司 (※)	

注) 当組合は、職員出身者以外の理事9名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人 (令和8年6月末現在)

店舗一覧（自動機器設置状況）（令和8年6月現在）



店 舗 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	ATM 数
本 店	920-0905	金沢市上近江町15番地	076-261-7111	1 台
市 場 支 店	920-0024	金沢市西念4丁目7番1号	076-263-2201	1 台
大 野 営 業 部	920-0331	金沢市大野町4丁目163番地	076-267-1175	1 台

○すべての店舗に「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を設置しています。

当組合では、バリアフリーを推進する観点から、「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を全店に設置いたしました。「コミュニケーションボード」は、聴覚障がい者など話し言葉や文字によるコミュニケーションに不安を感じていらっしゃるお客さまと手続き内容等について円滑に意思疎通を図るためのツールとしてお客さま及び当組合双方で利用していくものです。

また、伝わりにくい言葉を正確に伝える手段として「筆談ボード」も併せて全営業店の店内に設置しています。



○すべてのATMが「視覚障がい者」や「ご高齢者」に配慮したATMです。

当組合では、地域社会への貢献の一環として、目の不自由な方でもATMをご利用いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」の設置を全店で設置しております。

また、このATMでは、ご高齢者にとっても使い易いように「かんたん操作モード」を搭載しています。

【視覚障がい者対応ATM】
音声ガイダンスに従いながら、ATM画面の周りに取り付けした凸状の「触覚記号」から、指を操作画面上の操作キーに滑らせ、操作します。

地区一覧

当組合は下記の地区を営業エリアとしています。

地 区	対 象 者
石 川 県 全 域	食料品取扱業者及びこれに関連する事業者、勤労者、その他の協同組織
金沢市・かほく市・ 野々市市・白山市・ 河北郡	地区内に住所または居所を有する方及び中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織

当組合のあゆみ

大正13年 2 月	産業組合法による金沢水産信用購買利用組合として設立
昭和25年 2 月	中小企業等協同組合法により金沢水産信用組合に改組
昭和41年 7 月	金沢中央市場信用組合に改称 金沢中央卸売市場に市場支店を開設し、2 店舗となる
昭和43年11月	本店を金沢市上近江町15番地に新築
昭和50年 7 月	金沢中央信用組合に改称
昭和54年 9 月	市場支店増改築
昭和56年 9 月	勘定系バッチシステム稼働
昭和59年 6 月	普通預金等一部勘定系のオンラインシステム稼働
平成 2 年 5 月	総合オンラインシステム稼働
平成 7 年 2 月	しんくみ全国共同センター（SKC）に加盟
平成12年 3 月	全店に ATM（現金自動受払機）設置
平成12年 4 月	郵貯 CD オンライン提携開始
平成13年 4 月	業務対象を業域から一部地域へ変更 デビットカードサービスの開始
平成14年 1 月	不動信用組合の事業譲り受け
平成14年10月	しんくみお得ネットサービス（信用組合 ATM 利用料相互無料サービス）提携開始
平成16年 5 月	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）ATM 利用提携開始
平成17年 3 月	大野信用組合と合併し、大野営業部開設 3 店舗となる
平成17年 4 月	火災保険の窓販取扱開始
平成18年 1 月	ATM 相互入金提携開始
平成20年 9 月	イオン銀行 ATM 利用提携開始
平成24年10月	標準傷害保険「しんくみホッとプラン」の窓販取扱開始
平成25年 2 月	でんさいネットサービスの取扱開始
平成26年 6 月	個人年金保険の窓販取扱開始 ビューカード ATM 利用提携開始
平成27年 2 月	個人医療保険の窓販取扱開始
平成29年 4 月	データ振込サービス開始
平成29年 7 月	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱開始
平成29年 8 月	大野営業部リニューアルし業務開始
平成29年11月	信用組合 ATM 通帳相互記帳提携開始
平成30年 6 月	遺言代用信託「しんくみ相続信託」の取扱開始
令和 3 年12月	「《ちゅうしん》 ビジネスネットバンキング」の取扱開始
令和 4 年11月	手形・小切手等の電子交換業務開始
令和 5 年 5 月	第 7 次新しんくみ全国共同センター稼働開始
令和 5 年10月	第59回全国信用組合大会において、優良信用組合として特別表彰を受ける
令和 6 年 2 月	組合創立100周年を迎える
令和 6 年 9 月	組合創立100周年記念祝賀会（ANA クラウンプラザホテル金沢）
令和 6 年12月	ことら送金サービスの開始
令和 7 年11月	でんさいライトの取扱開始
令和 8 年 1 月	でんさいネットサービスとビジネスネットバンキングの連携開始

主要な事業の内容

預金業務

種 類	内 容	預入期間	お預け入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にまとめ、その定期預金を担保にして自動借入れ（当座貸越）ができる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取や公共料金の自動支払等お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁後も預金保険制度により全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	入金、自由 引き出しは納税時	1円以上
当座預金	会社や商店の決済用口座です。商取引のお支払に小切手をご利用いただけますので安全で効率的です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1,000円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適です。お預入れ時の金利は満期まで変わりません。	1か月以上 5年以内	100円以上
期日指定定期預金	1年の据置期間経過後は、1か月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。	3年以内 (1年据置)	100円以上 300万円以内
積立定期預金	目的に合わせて積立てる預金です。	・15年以内の満 期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	教育・住宅の増改築など、目標に合わせて計画的な資金づくりにご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上

融資業務

●個人ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
フリーローン・ チョイス	お使い道が自由なのであらゆる資金としてご利用いただけます。 なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内 (事業性：10年以内)
スピードローン	最短60分で審査回答いたします。 お使い道が自由で簡単な手続きでお申込みいただけます。 なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ ㈱クレディセゾン	500万円以下	10年以内
フリーローン・ ビッグ	お使い道が自由なので借り換えも含めあらゆる資金としてご利用いただけます(ただし、事業性資金は除きます)。 なお、保証会社の審査により、5段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ ㈱ドコモファイナンス	500万円以下	10年以内
カードローン・ス テップ/ジャンプ	あらゆる資金にご利用可能で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます(ただし、事業性資金は除きます)。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	20万円 ～100万円 (ステップ) 50万円 ～300万円 (ジャンプ)	3年自動更新
多目的ローン	自家用車、自宅リフォーム、教育資金等、お使い道が明確なものにご利用いただけます(見積書が必要です。また、事業性資金は除きます)。なお、保証会社の審査により、3段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	2,000万円以下	15年以内 (お使い道によっては10年以内)
職域提携フリー ローン	当組合と職域優遇等に関する協定を締結した企業にお勤めで、勤続1年以上の方がご利用いただけます。お使い道が自由な資金としてご利用いただけます。 なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
極度型教育ローン・チャンス	専門学校・短大・大学・大学院等の受験時から在学中の教育資金について、極度額の範囲内であれば繰返しご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	卒業予定月後 最長8年4か月
住宅ローン	住宅の購入および土地取得、新築、増改築、住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国保証㈱	1億円以下	35年以内

●事業者ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
ちゅうしん 活性化ローン	事業者の事業継続のための運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以下	10年以内
ちゅうしん 改善支援ローン	第三者の専門家派遣制度を活用し事業改善を行う事業者の事業継続のための運転資金としてご利用いただけます。	1,000万円以下	10年以内
北陸税理士会 提携ローン	北陸税理士会会員税理士と顧問契約を1年以上結んでいる中小企業者の方が対象で運転資金としてご利用いただけます。	500万円以下	3年以内
一般のご融資 ・割引手形 ・手形貸付 ・証書貸付 ・当座貸越	商業手形の割引にご利用ください。 運転資金等の短期事業資金にご利用ください。 設備資金等の長期事業資金にご利用ください。 当座預金の不足の際に自動融資をご利用いただくご契約です。		
地方公共団体制度 融資	地方公共団体による各種制度融資を取り扱っています。		
代理貸付	各機関の取扱窓口として、各種代理貸付を取扱っています。 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構		

各種サービス業務

サービス名	内 容
自動受取サービス	給料・ボーナス、各種年金、配当金等をご指定の預金口座でお受け取りいただけます。
自動支払サービス	公共料金、クレジット代金、保険料等をご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
IS-NET 代金回収サービス	石川県内の加盟金融機関ネットワークで、売上・サービス代金などを回収するサービスです。
キャッシュカードサービス	当組合および全国の金融機関、郵便局のATMでキャッシュカードがご利用できます。
デビットカードサービス	キャッシュカードでお買物のお支払いができます。
QR・バーコード決済サービス	スマートフォンアプリ等を利用して、サービス加盟店での決済を預金口座からキャッシュレスで行うサービスです。現在、BankPay サービスを取り扱っています。
内国為替	全国各地の金融機関と結ばれています。
法人向けインターネットバンキングサービス	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込（振替）、データ伝送（総合、給与・賞与振込、口座振替）とその予約がご利用いただけます。
でんさいネットサービス	でんさいネットを通じて手形や売掛債権に代わる新たな金銭債権、電子記録債権「でんさい」を活用した資金決済サービスがご利用できます。
公金・公共料金収納	国・石川県・金沢市等の公金、電話・ガス・水道等の公共料金のお支払いが可能です。
夜間金庫	お店の売上金などを時間外にお預けいただけます。
年金・税務の各種相談等	お気軽にご相談ください。
火災保険の窓販	当組合の住宅ローンご利用のお客様は、長期火災保険をご利用いただけます。
生命保険の窓販	お客様に個人年金保険、医療保険をご案内いたします。
傷害保険の窓販	組合員ならびに組合員のご家族に標準傷害保険（しんくみホッとプラン）をご案内いたします。

主な手数料のご案内（令和8年6月末現在）

●振込手数料

			他金融機関	当組合宛	
				同一店内	本支店
窓 口	組合員	3万円以上	770円	無 料	110円
		3万円未満	605円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	770円	440円	440円
		3万円未満	605円	220円	220円
ATM キャッシュカード 扱い	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
ATM 現金・他金融機関 キャッシュカード扱い	組合員	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
定 額 自 動 送 金	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
デ ー タ 振 込 サ ー ビ ス	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
インターネットバンキング		3万円以上	550円	無 料	110円
		3万円未満	385円	無 料	110円

●その他為替手数料

給与振込手数料	当組合宛	無 料
	他金融機関宛	220円
代金取立手数料	当組合宛	無 料
	他金融機関宛 電子交換 ※1	770円
	個別取立 ※2	1,100円
そ の 他	振込・送金組戻し料、取立手形組戻し料 不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料	1,100円

※1 各地の手形交換所による「手形交換」は、令和4年11月4日より全国統一の「電子交換」に変わりました。また、当日入金可能な小切手は除きます。
 ※2 通帳・証書等や電子交換所に参加しない金融機関の手形等、郵送対応が必要となる取立。

●ATMに関する利用手数料

		当組合 カード	提携信組 カード	他金融機関 カード
平日	8:00～8:45	無 料	110円	110円
	8:45～18:00	無 料	出金：無 料 入金：110円	110円
	18:00～19:00	無 料	220円	220円
土曜日	9:00～14:00	無 料	出金：無 料 入金：110円	110円
	14:00～17:00	無 料	220円	220円
日曜日・祝日	終 日	無 料	220円	220円

提携信組カードは、「しんくみお得ねつと」提携信用組合が発行したキャッシュカードです。

●インターネットバンキング契約関係手数料

法人向けインターネットバンキング（ハードウェアトークン1本付き）	標準サービス（月額）	3,300円
	シンプルサービス（月額）	2,200円
ハードウェアトークン追加利用料	2個目以降1個あたり（月額）	1,100円
データ伝送サービス	全銀 VALUX（月額）	3,300円
	Anser DATA PORT（月額）	11,000円

●両替手数料（「金種指定払戻し」を含む）

	組合員	一 般
1枚～ 10枚	無 料	無 料
11枚～ 100枚	無 料	880円
101枚～ 300枚	220円	
301枚～1,000枚	330円	
1,001枚～	1,000枚毎に 330円加算	1,000枚毎に 880円加算

集金の際に両替を行う場合も対象となります。

お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取る紙幣・硬貨の合計枚数」のうちいずれか合計枚数の多い枚数を手数料の対象とさせていただきます。

「金種指定払戻し」とは現金の払戻しの際に金種をご指定される場合のことです。その際のお取扱い枚数は「払戻し枚数から1万円札を除いた枚数」といたします。

お取引1回あたりの両替枚数が50枚以下でも、定期的に両替や金種指定払出しをされる場合、月間両替枚数の累計に応じて手数料の対象とさせていただきます。

次の取引にかかる場合は無料とさせていただきます。
 ・記念硬貨の交換および汚損した現金の交換

●融資関連手数料

繰上返済手数料	住宅ローン	一部繰上返済手数料	33,000円
		全額繰上返済手数料（当組合で借り換えする場合）	100万円未満 5,500円 100万円以上1,000万円未満 11,000円 1,000万円以上 22,000円
		全額繰上返済手数料（当組合での借り換え以外の場合）	33,000円
		うち固定金利選択型ローンで固定金利特約期間中のもの	一部・全額繰上返済手数料 33,000円
	消費者ローン	一部・全額繰上返済手数料	5,500円
		一部繰上返済手数料	33,000円
		全額繰上返済手数料（当組合で借り換えする場合）	100万円未満 5,500円 100万円以上1,000万円未満 11,000円 1,000万円以上 22,000円
		全額繰上返済手数料（当組合での借り換え以外の場合）	33,000円
	固定金利選択型住宅ローン	固定金利再選択手数料	11,000円
		返済条件変更手数料	住宅・消費者ローン 11,000円 住宅・消費者ローン以外 33,000円
事務取扱	新規貸付事務取扱手数料	全国保証（保証付き）	33,000円
		新規設定	アパート・マンション関連ローン 77,000円 上記以外 55,000円
		極度変更	33,000円
		追加設定 ※4	33,000円
	不動産担保取扱事務・調査手数料	一部抹消 ※3	33,000円
		全部抹消 ※5	無 料
		融資可能証明書発行手数料 ※6	1通 11,000円
	借入専用手形用紙	1枚	220円
		債務保証	保証書発行手数料 440円
		質権設定承諾	質権設定承諾書発行手数料 5,500円

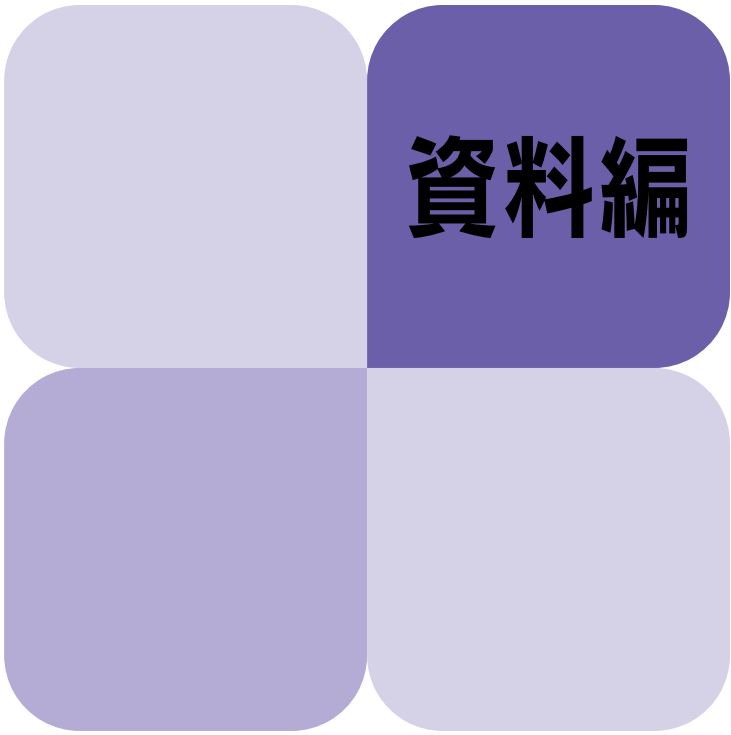
※3 債務者、担保提供者より申出のものが対象です。
 ※4 当初契約時より追加設定を条件としたものは除きます。
 ※5 但し、解除証書の再発行については33,000円を頂戴します。
 ※6 「融資可能証明書」は、組合員の方のみ発行いたします。

●その他の手数料

再発行手数料	通帳・証書、カード、トークン等 1件	2,200円
取引履歴明細表発行手数料	1依頼書（12か月単位）	550円
残高証明書発行手数料 ※7	1通	550円
監査法人向け残高証明書発行手数料	1通	3,300円
夜 間 金 庫 ※8	（月 額）	4,400円

※7 残高証明書には「住宅借入金等特別控除用残高証明書」も含まれます。
 郵送の場合、別途550円申し受けます。
 ※8 本店営業部でのみ取扱い

（注）各種手数料には消費税が含まれております。



資料編

・計数は、単位未満を切り捨てて表示いたしております。

財務諸表

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度末	令和7年度末
(資 産 の 部)		
現 金	167,910	174,708
預 け 金	6,663,726	6,442,587
有 価 証 券	5,003,123	4,600,225
国 債	588,860	532,930
地 方 債	193,950	186,420
社 債	1,991,040	1,652,910
株 式	22,300	22,300
そ の 他 の 証 券	2,206,973	2,205,665
貸 出 金	10,813,842	10,538,578
割 引 手 形	171	109
手 形 貸 付	705,749	567,804
証 書 貸 付	8,231,937	8,142,952
当 座 貸 越	1,875,983	1,827,712
そ の 他 資 産	291,263	291,076
未 決 済 為 替 貸	654	724
全 信 組 連 出 資 金	196,300	196,300
前 払 費 用	1,331	1,436
未 収 収 益	27,499	33,332
そ の 他 の 資 産	65,477	59,283
有 形 固 定 資 産	204,830	219,037
建 物	29,793	33,658
土 地	136,950	136,950
リ ー ス 資 産	834	14,862
その他の有形固定資産	37,252	33,565
無 形 固 定 資 産	2,173	1,083
ソ フ ト ウ ェ ア	155	38
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	2,018	1,044
債 務 保 証 見 返	148,055	130,212
貸 倒 引 当 金	△ 286,888	△ 357,587
(うち個別貸倒引当金)	(△ 238,953)	(△ 307,961)
資 産 の 部 合 計	23,008,038	22,039,921

科 目	令和6年度末	令和7年度末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	21,750,595	20,921,785
当 座 預 金	1,863,190	1,600,230
普 通 預 金	8,070,100	7,816,502
通 知 預 金	95,530	95,000
定 期 預 金	11,117,680	10,772,869
定 期 積 金	517,138	542,665
そ の 他 預 金	86,955	94,517
借 用 金	—	—
借 入 金	—	—
当 座 借 越	—	—
そ の 他 負 債	33,300	64,898
未 決 済 為 替 借	2,876	3,594
未 払 費 用	14,491	23,839
給 付 補 て ん 備 金	139	393
未 払 法 人 税 等	296	296
前 受 け 収 益	7,345	8,151
払 戻 未 済 金	4,696	8,998
リ ー ス 債 務	723	16,542
そ の 他 の 負 債	2,731	3,083
賞 与 引 当 金	4,319	4,571
退 職 給 付 引 当 金	9,863	8,980
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,860	9,240
偶 発 損 失 引 当 金	1,668	2,527
睡眠預金払戻損失引当金	269	23
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	12,458	12,458
債 務 保 証	148,055	130,212
負 債 の 部 合 計	21,968,389	21,154,695
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	556,148	547,975
普 通 出 資 金	356,148	347,975
優 先 出 資 金	200,000	200,000
資 本 剰 余 金	200,000	200,000
資 本 準 備 金	200,000	200,000
利 益 剰 余 金	497,753	455,831
利 益 準 備 金	206,352	209,352
そ の 他 利 益 剰 余 金	291,401	246,479
特 別 積 立 金	—	—
当期末処分剰余金	291,401	246,479
組 合 員 勘 定 合 計	1,253,901	1,203,806
その他有価証券評価差額金	△ 245,698	△ 350,027
土 地 再 評 価 差 額 金	31,446	31,446
評価・換算差額等合計	△ 214,252	△ 318,580
純 資 産 の 部 合 計	1,039,649	885,226
負債及び純資産の部合計	23,008,038	22,039,921

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、事業年度末の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格	54百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格	97百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める財産評価基本通達に基いて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年	その他	3年～8年
----	---------	-----	-------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先償権及び実質破綻先償権に相当する償権については、償権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての償権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業部店（営業関連部署）の協力の下に審査管理部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日）	
年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	207,181百万円
差引額	35,953百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和6年4月分～令和7年3月分）	0.154%
(3) 補足説明	
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年（残年数7年）の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金2百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。	
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時に期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目で

あって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

- 貸倒引当金 357百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
貸倒引当金の算定における主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しです。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び債券を主体とした有価証券による運用などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っておりますが、そのためのデリバティブ取引は行っておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣及び幹部職員による常勤会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及び仕組債のカウンターパーティーリスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、再評価方式によりパーセンタイル値を用いて金利リスク量の計測を行い、金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、同管理規程に基づいたリスク管理を行うとともに、状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、パンキング勘定においては四半期ベース、債券のみでは月次ベースで常勤会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程及び有価証券運用規程に従い行われております。
有価証券の購入に際しては、有価証券の種類、格付等に基づく投資限度額をはじめ事前審査を行うとともに継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
なお、価格変動の状況及び価格変動の及ぼす影響については、業務部を通じ、常勤会及び理事会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日、観測期間1年間で計測される99パーセンタイル円金利変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析を行っております。
当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、円金利が99パーセンタイル変動幅変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の差額を当該リスク量としております。
令和8年3月31日現在の当該リスク量は278百万円となります。
ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を前提としており、金利以外のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、円金利が99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、余裕資金の運用に際し、系統機関（全国信用協同組合連合会）への預け金を中心に置いており、これにより資金調達を容易にすることで、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品（預け金、貸出金及び預金積金等）については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。時価等の評価技法（算出方法）については（注1）参照。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	6,442	6,303	△139
(2) 有価証券(※3)			
満期保有目的の債券	1,496	1,314	△182
その他有価証券	3,081	3,081	—
(3) 貸出金(※1)	10,538		
貸倒引当金(※2)	△357		
	10,180	10,180	△0
金融資産計	21,201	20,879	△321
(1) 預金積金(※1)	20,921	20,921	△0
金融負債計	20,921	20,921	△0

－10－3－

(※1) 預け金、貸出金及び預金積金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日) 第24－3項及び第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。自組合私募リートは、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価としております。
- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18～22に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)		
区 分	貸借対照表計上額	
非上場株式(※1)	22	
全信組連出資金(※2)	196	
その他出資金(※2)	0	
合 計	219	

- (※1) 非上場株式及び全信組連出資金については市場価格がなく、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき時価開示の対象としてはしていません。
- (※2) その他出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24－16項に基づき時価開示の対象としてはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下22まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
社債	100万円	100万円	0
その他	—	—	—
小計	100	100	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
社債	100百万円	91百万円	△8百万円
その他	1,396	1,223	△173
小計	1,496	1,314	△182
合計	1,496	1,314	△182

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (3) その他有価証券
- 【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	100万円	100万円	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	266	253	13
小計	266	253	13

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債券	2,272百万円	2,600百万円	△327百万円
国債	532	700	△168
地方債	186	200	△13
社債	1,552	1,699	△146
その他	543	578	△35
小計	2,815	3,178	△363
合計	3,081	3,431	△350

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- (4) 時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、当該差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度においては、減損処理の対象となった有価証券はありませんでした。また、時価が「著しく下落」と判断するための基準は、下落率が50%以上である場合のほか、下落率30%以上50%未満の場合において、当該格付が「BBB」相当未満、債務超過状態、2期連続赤字のいずれかに該当する場合等であります。
19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
20. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
21. 当期中に保有目的を変更した債券はありません。
22. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	297百万円	663百万円	735百万円	675百万円
国債	—	—	95	437
地方債	—	97	89	—
社債	297	566	551	237
その他	—	959	595	384
合計	297	1,622	1,330	1,060

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらに契約に係る融資未実行残高は、2,699百万円であります。また、すべての契約が、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
24. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限り。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限り。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	206百万円
危険債権額	732百万円
三月以上延滞債権額	100百万円
貸出条件緩和債権額	60百万円
合計額	1,000百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 有形固定資産の減価償却累計額 383百万円
26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 11百万円

27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 244百万円
28. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合機等についてリース契約により使用しています。
29. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、0百万円であります。
30. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 450百万円
上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金503百万円を担保として提供しております。
31. 出資1口当たりの純資産額は697円21銭です。
32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	75
土地建物減損損失	28
減価償却費超過額	9
役員退職慰労引当金繰入額	2
退職給付引当金繰入額	2
貸出金償却	88
繰越欠損金	65
その他	3
繰延税金資産小計	275
評価性引当額	△ 275
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金負債の純額	— 百万円

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	305,254	332,466	そ の 他 経 常 費 用	738	71,619
資 金 運 用 収 益	243,887	292,244	貸倒引当金繰入額	—	70,699
貸 出 金 利 息	169,067	202,051	貸 出 金 償 却	—	—
預 け 金 利 息	20,065	32,709	株 式 等 売 却 損	—	—
有価証券利息配当金	46,116	49,761	そ の 他 の 経 常 費 用	738	920
その他の受入利息	8,638	7,721	経 常 利 益	29,082	△ 35,688
役 務 取 引 等 収 益	24,635	23,902	特 別 利 益	—	—
受入為替手数料	10,647	10,626	固 定 資 産 処 分 益	—	—
その他の役務収益	13,987	13,275	特 別 損 失	8	0
そ の 他 業 務 収 益	13,453	14,130	固 定 資 産 処 分 損	8	0
国債等債券売却益	—	—	減 損 損 失	—	—
国債等債券償還益	9	—	税 引 前 当 期 純 利 益	29,074	△ 35,688
その他の業務収益	13,443	14,130	法人税・住民税及び事業税	296	296
そ の 他 経 常 収 益	23,278	2,189	当 期 純 利 益	28,777	△ 35,984
貸倒引当金戻入益	7,378	—	繰越金(当期首残高)	262,623	282,463
償却債権取立益	1,885	1,885	当 期 末 処 分 剩 余 金	291,401	246,479
株 式 等 売 却 益	—	—			
その他の経常収益	14,014	303			
経 常 費 用	276,171	368,154			
資 金 調 達 費 用	7,889	29,791			
預 金 利 息	7,818	29,331			
給付補てん備金繰入額	63	360			
借 用 金 利 息	6	99			
その他の支払利息	—	—			
役 務 取 引 等 費 用	14,757	14,405			
支払為替手数料	3,070	3,090			
その他の役務費用	11,686	11,314			
そ の 他 業 務 費 用	156	65			
国債等債券売却損	—	—			
国債等債券償還損	145	50			
国債等債権償却	—	—			
その他の業務費用	10	14			
経 費	252,630	252,273			
人 件 費	152,027	156,667			
物 件 費	89,704	84,824			
税 金	10,899	10,781			

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口あたりの当期純利益 50円47銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。役務取引等収益及びその他の業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は26,043千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	291,401,120	246,479,143
剰 余 金 処 分 額	8,937,380	0
利 益 準 備 金	3,000,000	0
普通出資に対する配当金(配当率)	3,577,380 (年1.00%)	0 (年0.00%)
優先出資に対する配当金(配当率)	2,360,000 (年0.59%)	0 (年0.00%)
繰越金(当期末残高)	282,463,740	246,479,143

●法定監査の状況

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する、「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等の計算書類につきましては、会計監査人である「太陽有限責任監査法人」の監査を受けております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第102期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月19日
金沢中央信用組合 理事長 山口孝

主要業務に関する指標

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科 目	項 目	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	平均残高	22,898,559	22,441,428
	利 息	243,887	292,244
	利 回	1.07	1.30
	う 貸 出 ち 金		
	平均残高	10,531,686	10,632,556
	利 息	169,067	202,051
	利 回	1.61	1.90
	う 預 け ち 金		
	平均残高	6,808,880	6,512,693
資金調達勘定	利 息	20,065	32,709
	利 回	0.29	0.50
	う 有 価 証 ち 金		
	平均残高	5,361,691	5,099,878
	利 息	45,570	49,215
	利 回	0.85	0.97
	う 預 金 積 ち 金		
	平均残高	21,785,659	21,264,760
	利 息	7,882	29,692
資金運用勘定	利 回	0.04	0.14
	う 譲 渡 性 預 金 ち 金		
	平均残高	—	—
	利 息	—	—
	利 回	—	—
	う 借 用 ち 金		
	平均残高	2,739	26,358
	利 息	6	99
	利 回	0.21	0.37

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度6,714千円、令和7年度7,028千円)を控除して表示しております。

●総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り(a)	1.07	1.30
資金調達原価率(b)	1.19	1.32
総資金利鞘(a-b)	△ 0.12	△ 0.02

(注) 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.12	△ 0.15
総資産当期純利益率	0.12	△ 0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返りを除く)}} \times 100$

●業務粗利益及び業務純利益等

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	243,887	292,244
資金調達費用	7,889	29,791
資金運用収支	235,998	262,452
役務取引等収益	24,635	23,902
役務取引等費用	14,757	14,405
役務取引等収支	9,877	9,497
その他業務収益	13,453	14,130
その他業務費用	156	65
その他の業務収支	13,296	14,065
業務粗利益	259,173	286,015
業務粗利益率	1.13%	1.27%
業務純益	7,922	33,431
実質業務純益	7,922	35,122
コア業務純益	8,058	35,172
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	8,058	35,172

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

●預貸率及び預証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	期 末	49.71	50.37
	期中平残	48.34	50.00
預 証 率	期 末	23.00	21.98
	期中平残	24.61	23.98

(注) 1. 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

●役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	24,635	23,902
受 入 為 替 手 数 料	10,647	10,626
その他の受入手数料	13,902	13,221
その他の役務取引等収益	85	53
役 務 取 引 等 費 用	14,757	14,405
支 払 為 替 手 数 料	3,070	3,090
その他の支払手数料	1,691	1,759
その他の役務取引等費用	9,995	9,554

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
そ の 他 業 務 収 益	13,453	14,130
国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	9	—
その他の業務収益	13,443	14,130
そ の 他 業 務 費 用	156	65
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	145	50
国 債 等 債 券 償 却	—	—
その他の業務費用	10	14

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	152,027	156,667
報 酬 給 料 手 当	124,264	127,819
退 職 給 付 費 用	6,892	7,033
そ の 他	20,870	21,813
物 件 費	89,704	84,824
事 務 費	42,977	44,963
固 定 資 産 費	16,812	16,808
事 業 費	11,496	6,262
人 事 厚 生 費	1,746	1,616
預 金 保 険 料	3,316	3,351
そ の 他	13,355	11,822
税 金	10,899	10,781
経 費 合 計	252,630	252,273

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

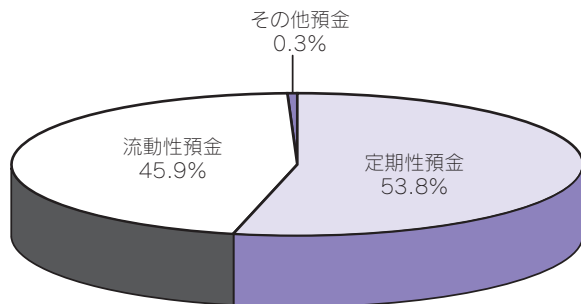
項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	8,883	48,356
支 払 利 息 の 増 減	7,678	21,902

預金に関する指標

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	9,951,335	45.7	9,750,039	45.9
定 期 性 預 金	11,762,015	54.0	11,439,583	53.8
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	72,307	0.3	75,138	0.3
合 計	21,785,659	100.0	21,264,760	100.0



●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	12,594,704	57.9	12,019,995	57.5
法 人	9,155,890	42.1	8,901,789	42.5
一 般 法 人	9,155,351	42.1	8,901,333	42.5
公 金	376	0.0	374	0.0
金 融 機 関	163	0.0	81	0.0
合 計	21,750,595	100.0	20,921,785	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当たりの預金残高	836,561	747,206
1店舗当たりの預金残高	7,250,198	6,973,928

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

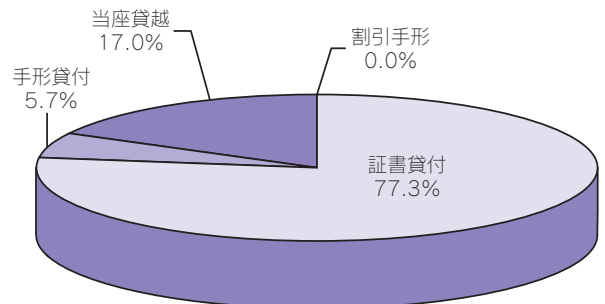
区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	11,071,089	10,731,197
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	46,590	41,672
合 計	11,117,680	10,772,869

貸出金等に関する指標

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	970	0.0	197	0.0
手 形 貸 付	662,301	6.3	606,585	5.7
証 書 貸 付	8,051,256	76.4	8,214,435	77.3
当 座 貸 越	1,817,158	17.3	1,811,337	17.0
合 計	10,531,686	100.0	10,632,556	100.0



●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末 246,749	2.3	56,980
	令和7年度末 253,578	2.5	56,980
有 価 証 券	令和6年度末 —	—	—
	令和7年度末 —	—	—
動 産	令和6年度末 —	—	—
	令和7年度末 —	—	—
不 動 産	令和6年度末 6,083,117	56.3	—
	令和7年度末 6,086,000	57.7	—
そ の 他	令和6年度末 —	—	—
	令和7年度末 —	—	—
小 計	令和6年度末 6,329,867	58.5	56,980
	令和7年度末 6,339,579	60.2	56,980
信用保証協会・信用保険	令和6年度末 2,004,123	18.5	—
	令和7年度末 1,862,865	17.7	—
保 証	令和6年度末 193,314	1.8	—
	令和7年度末 178,663	1.7	—
信 用	令和6年度末 2,286,537	21.1	91,075
	令和7年度末 2,157,270	20.4	73,232
合 計	令和6年度末 10,813,842	100.0	148,055
	令和7年度末 10,538,578	100.0	130,212

●貸出金利区分別残高

(単位：千円)

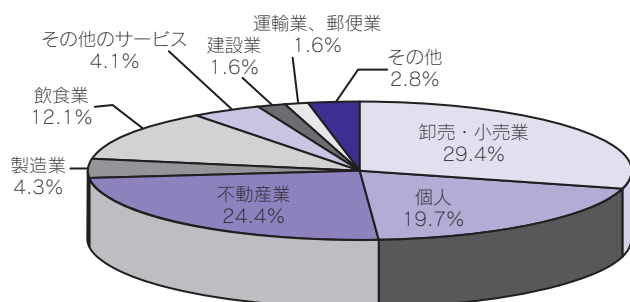
区 分	令和 6 年度末	令和 7 年度末
固 定 金 利 貸 出	4,610,814	4,175,030
変 動 金 利 貸 出	6,203,028	6,363,548
合 計	10,813,842	10,538,578

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	479,182	4.4	451,413	4.3
農 業、林 業	2,379	0.0	1,671	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	144,620	1.3	165,602	1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	208,805	1.9	170,896	1.6
卸 売 業、小 売 業	3,308,286	30.6	3,100,865	29.4
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	2,479,214	22.9	2,573,289	24.4
物 品 賃 貸 業	6,799	0.1	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	132,249	1.2	136,440	1.3
宿 泊 業	76,695	0.7	75,375	0.7
飲 食 業	1,257,783	11.6	1,279,431	12.1
生活関連サービス業、娯楽業	63,201	0.6	54,476	0.5
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	24,006	0.2
その他のサービス	460,639	4.3	432,702	4.1
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	8,619,856	79.7	8,466,170	80.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,193,986	20.3	2,072,408	19.7
合 計	10,813,842	100.0	10,538,578	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	5,276,958	48.8	5,150,982	48.9
設 備 資 金	5,536,883	51.2	5,387,596	51.1
合 計	10,813,842	100.0	10,538,578	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度末		令和 7 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	225,425	14.8	244,815	17.1
住 宅 ロ ー ン	1,292,946	85.2	1,188,957	82.9
合 計	1,518,371	100.0	1,433,772	100.0

●職員 1 人当たりおよび 1 店舗当たりの貸出残高

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度末	令和 7 年度末
職員 1 人当たりの貸出残高	415,917	376,377
1 店舗当たりの貸出残高	3,604,614	3,512,859

●代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度末	令和 7 年度末
全国信用協同組合連合会	91,075	73,232
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—
住 宅 金 融 支 援 機 構	78,898	61,969
福 祉 医 療 機 構	15,405	14,710
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	—	—
合 計	185,379	149,912

有価証券に関する指標

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	700,858	13.1	700,597	13.7
地 方 債	199,983	3.7	199,962	3.9
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	2,298,376	42.9	1,950,817	38.3
株 式	22,300	0.4	22,300	0.4
外 国 証 券	1,929,201	36.0	1,973,157	38.7
そ の 他 の 証 券	210,971	3.9	253,043	5.0
合 計	5,361,691	100.0	5,099,878	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●有価証券、金銭の信託の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目		令和6年度末	令和7年度末
有価証券	取 得 価 格	5,248,822	4,950,252
	時 価	4,865,677	4,418,189
	評 価 損 益	△ 383,144	△ 532,062

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」は該当がないため掲載しておりません。

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		期間の定め のないもの	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	合 計
国 債	令和6年度末	—	—	—	—	—	100,740	488,120	588,860
	令和7年度末	—	—	—	—	—	95,020	437,910	532,930
地 方 債	令和6年度末	—	—	—	98,600	—	—	95,350	193,950
	令和7年度末	—	—	—	97,060	—	89,360	—	186,420
短 期 社 債	令和6年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	—	299,430	296,220	383,800	94,670	660,340	256,580	1,991,040
	令和7年度末	—	297,910	—	566,030	361,370	189,840	237,760	1,652,910
株 式	令和6年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
	令和7年度末	22,300	—	—	—	—	—	—	22,300
外 国 証 券	令和6年度末	—	—	97,770	695,760	—	766,669	389,444	1,949,643
	令和7年度末	—	—	391,800	567,875	495,310	100,000	384,627	1,939,612
その他の証券	令和6年度末	257,329	—	—	—	—	—	—	257,329
	令和7年度末	266,052	—	—	—	—	—	—	266,052
合 計	令和6年度末	279,629	299,430	393,990	1,178,160	94,670	1,527,749	1,229,494	5,003,123
	令和7年度末	288,352	297,910	391,800	1,230,965	856,680	474,220	1,060,297	4,600,225

(注) 上場・非上場すべての有価証券を対象としております。外国証券は、すべて円建ての債券です。

その他の業務

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	26,594	33,237,832	26,840	33,545,582
	他の金融機関から	12,344	19,866,016	12,659	22,032,786
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

開 示 項 目 一 覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	45. 預貸率(期末・期中平均) *	46
【概況・組織】		46. 消費者ローン・住宅ローン残高	48
1. 事業方針	3	47. 代理貸付残高の内訳	48
2. 事業の組織 *	34	48. 職員1人当たり貸出金残高	48
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	34	49. 1店舗当たり貸出金残高	48
4. 会計監査人の氏名又は名称 *	34	【有価証券に関する指標】	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	35	50. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
6. 自動機器設置状況	35	51. 有価証券の種類別平均残高 *	49
7. 地区一覧	36	52. 有価証券種類別残存期間別残高 *	49
8. 組合員数	5	53. 預証率(期末・期中平均) *	46
9. 子会社の状況	該当なし	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		54. 法令遵守体制 *	3
10. 主要な事業の内容 *	37～38	55. マネー・ローンドリング、テロ資金供与 及び拡散金融対策に係る基本方針	4
11. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	56. リスク管理体制 *	
【業務に関する事項】		資 料 編	
12. 事業の概況 *	5	(バーゼルⅢに関する事項を含む)	9～21
13. 経常収益 *	5	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	29～30
14. 経常利益(損失) *	5	【財産の状況】	
15. 当期純利益(損失) *	5	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *	41～44
16. 出資総額、出資総口数 *	5	59. 協金法開示債権(リスク管理債権) 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	22
17. 純資産額 *	5	60. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	
18. 総資産額 *	5	(バーゼルⅢに関する事項を含む)	9～10
19. 預金積金残高 *	5	61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	49
20. 貸出金残高 *	5	62. 外貨建資産残高	取扱いなし
21. 有価証券残高 *	5	63. オフバランス取引の状況	取扱いなし
22. 単体自己資本比率 *	5	64. 先物取引の時価情報	取扱いなし
23. 出資配当金 *	5	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
24. 職員数 *	5	66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	14
【主要業務に関する指標】		67. 貸出金償却の額 *	14
25. 業務粗利益及び業務純益等 *	45	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	44
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	45	69. 会計監査人による監査 *	44
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	45	【その他の業務】	
28. 受取利息、支払利息の増減 *	46	70. 内国為替取扱実績	49
29. 役務取引の状況	46	71. 外国為替取扱実績	取扱いなし
30. その他業務収支の内訳	46	72. 公共債窓販実績	取扱いなし
31. 経費の内訳	46	73. 公共債引受額	取扱いなし
32. 総資産経常利益率 *	45	74. 手数料一覧	39
33. 総資産当期純利益率 *	45	【その他】	
【預金に関する指標】		75. 当組合の考え方	1
34. 預金種目別平均残高 *	47	76. 沿革・歩み	36
35. 預金者別預金残高	47	77. 総代会について	31～32
36. 財形貯蓄残高	取扱いなし	78. 役員等の報酬体系	33
37. 職員1人当たり預金残高	47	〈地域貢献に関する事項〉	
38. 1店舗当たり預金残高	47	79. 地域・社会貢献活動の取組み	23～28
39. 定期預金種類別残高 *	47	80. 地域密着型金融の取組み	24～28
【貸出金等に関する指標】		81. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み *	23、24、27、28
40. 貸出金種類別平均残高 *	47	82. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	28
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	47		
42. 貸出金金利区分別残高 *	48		
43. 貸出金使途別残高 *	48		
44. 貸出金業種別残高・構成比 *	48		

ちゅうしん 2026



夢☆応援します——

金沢中央信用組合